

第3条（報酬の支払）

甲は、乙から紹介を受けた求職者を採用決定した場合、当該求職者の業務開始日から30日以内に、在宅採用ノウハウの提供及び人材紹介に関する成功報酬の対価として、下記に定める採用決定報酬を乙に支払う。なお、甲は乙に採用決定報酬を支払う際の手数料を負担するものとする。

採用決定報酬：1名採用につき36万円（税抜）